○総務省告示第百十三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出、同条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出、同法第六条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の平成二十八年七月二十六日現在及び平成二十九年十月二十三日現在における届出並びに同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出について、希望の党、公明党、社会民主党、日本維新の会及び民進党から訂正の届出があったので、平成二十八年総務省告示第四百四十三号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）、平成二十九年総務省告示第七十二号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）、平成二十九年総務省告示第七十八号（政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）、平成二十九年総務省告示第九十二号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）、平成二十九年総務省告示第四百二号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）、平成二十九年総務省告示第四百十九号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）、平成二十九年総務省告示第四百二十一号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）及び平成二十九年総務省告示第四百二十二号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成三十年三月二十九日

総務大臣　野田　聖子

（平成二十八年総務省告示第四百四十三号の一部訂正）

第一条　平成二十八年総務省告示第四百四十三号の一部を次のように訂正する。

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
［一　略］	［一　同上］
二　公明党	二　公明党
［(一)～(八)　略］	［(一)～(八)　同上］
(九)　支部の数　四二五　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　四二五	(九)　支部の数　四三七　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　四三七
［(十)　略］	［(十)　同上］
［三～七　略］	［三～七　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（平成二十九年総務省告示第七十二号の一部訂正）

第二条　平成二十九年総務省告示第七十二号の一部を次のように訂正する。

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後					訂正前				
政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日	政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
社会民主党	支部の数	二三〇	二三三	（届出年月日　平成二十八年十二月二十一日）	社会民主党	支部の数	二三一	二三三	（届出年月日　平成二十八年十二月二十一日）
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二三〇	二三三			うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二三一	二三三	
［略］					［同上］				
備考　表中の［　］の記載は注記である。									